第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第７０３号
仙台市太白区袋原６丁目５番５号　コーポ加藤205、従前の住所仙台市太白区東中田１丁目18番３号　グラン・ミ・マリエ105
破産者　三品　幸二
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
茨城県水戸市袴塚３丁目12番22号　袴塚コーポ107号、旧住所茨城県水戸市見和１丁目449番地の17　見和荘101号
破産者　武士　静子
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２４４号
宮城県仙台市太白区鈎取３丁目１番30―105号
破産者　石崎　謙二
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４３８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区29棟202号、旧住所埼玉県春日部市備後西３丁目３番43―501号
破産者　鈴木　克久
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４８５号
埼玉県草加市八幡町893番地３　サンハイツ102号
破産者　臼井　陽子
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５３１号
埼玉県春日部市栄町１丁目56番地２
破産者　山田　佳子
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５４４号
埼玉県三郷市彦成４丁目６番５―407号
破産者　島袋由紀恵
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５６４号
埼玉県越谷市大字大房918番地１　102
破産者　加藤　富恵
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５７１号
埼玉県吉川市吉川団地４番17号206、開始決定時の住所埼玉県吉川市きよみ野４丁目１番地２　ゼファーきよみ野グリーンアヴェニュー　A―204
破産者　長谷川　正
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５７２号
埼玉県越谷市大字袋山412番地１　只見ハイツ101
破産者　長谷川忠男
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
山梨県甲府市国母７丁目６番17号
破産者　佐藤　廣美
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
長野県北安曇郡池田町大字会染5253番地１
破産者　小林　正男
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４９５号
広島県東広島市河内町中河内703番地１
破産者　夏木　幸一
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３００号
福岡市中央区清川２丁目７番17―301号
破産者　栗場石龍義
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３５４号
福岡市博多区千代１丁目２番23―404号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区千代１丁目22番24号
破産者　写真のタツオこと　今林　　豊
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７７号
岩手県滝沢市大崎138番地２
破産者　遠藤　松則
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１５２２号
横浜市青葉区あざみ野４丁目38番地９　レイクフィルドビレッジ306
破産者　渡邊　浩二
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７６４号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目３番13―403号
破産者　服部重太郎
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部